

平成29年度第4回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成29年7月10日(月) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2. 第3会議室

3. 出席委員 会長 23番 藪田 幸雄  
会長職務代理者 24番 田中喜一郎  
委員 1番 竹内 明子 2番 岡田 孝明  
3番 多内 茂 4番 横山 和男  
5番 岡本 達真 6番 勝原貴美恵  
7番 宮本彰太郎 8番 東口 守夫  
11番 橋本金次郎 12番 木下祐一郎  
13番 山崎 儀章 14番 岩見 正明  
15番 古井 淳二 16番 田中 正則  
18番 谷口與理幸 19番 木原君太郎  
20番 有岡 正裕 21番 安藤 博子  
22番 澤田 俊雄

4. 欠席委員 25番 田中 洋司

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 19番 木原 君太郎 20番 有岡 正裕
- 第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議の件
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件
- 第5 議案第3号 非農地証明について
- 第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について
- 第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について
- 第9 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

## 6. 会議の概要

事務局	<p>本日の欠席者は1名です。</p> <p>現在出席者数21名です。定足数に達していますので、平成29年度第4回八頭町農業委員会を始めます。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、19番木原君太郎委員 20番有岡正裕委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが私からはありません。</p> <p>委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>報告を1件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今日は4件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして質問意見はありますか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。議案第1号 受付番号5-1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議の件。受付番号5-1について説明します。</p> <p>土地の所在地 野町地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積72㎡です。売買による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するという事で話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具は耕うん機等確保されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認めら</p>

れます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、31 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、柿を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、16 番田中正則委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

田中正委員 7月7日に譲受人に面会をしました。昨年9月に他町から移住されてきた方で、譲渡人の家屋敷、農地を購入された方です。譲渡人からまだ土地があるので買ってもらえないかとの話があったとのことでした。申請地は柿の木が2～3本植わっており、柿を栽培される予定です。問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。今委員会が現委員の最後の委員会になりますので、挙手により採決を行いたいと思います。異議がなければ挙手をお願いします。

委員一同 （全員挙手）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして受付番号 6-2 について事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号 6-2 について説明します。

土地の所在地 延命寺地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 田 面積 274 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するということがまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はト

ラクター、田植機、耕うん機等保有されていますし、農作業従事者数通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 50 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、140 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、13番山崎儀章委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山崎委員 7月7日に譲受人に面会しました。草が生えていましたが田のようでした。譲渡人が管理できないということで、譲受人が耕作されることになり売買が整ったようです。譲受人はきちんと耕作されていますので問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、異議がなければ挙手をお願いします。

委員一同 （全員挙手）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。  
以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。

続きまして農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。議案第2号 受付番 4-1 について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件。  
農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達

することについて意見を求めるものです。受付番号 4-1 について説明します。

土地の所在地 稲荷地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 150 m<sup>2</sup>。露天駐車場を目的とした所有権移転売買です。

場所ですが、議案書の3ページから5ページに図面を付けています。土地利用計画図は6ページに付けています。

理由につきましては、宅地への進入路の幅が狭く、また宅地敷地内も狭いため、車両の方向転換、駐車が困難な状況にあります。そのため隣接する申請地を露天駐車場として整備し利用したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は小集団の生産力の低い農地、第2種農地に該当し、許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳のコピーにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側、南側は宅地、北側は公衆用道路、西側は用悪水路になっており、隣接地に農地はありません。雨水は既設水路に放流、汚水排水は発生しません。真砂土で盛土を行い土羽打ちをします。通風、日照の周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

付け加えますと、譲受人は鳥取市の方ですが、譲渡人の居宅を購入され住まわれる予定です。

議長（会長）

この件につきましては、4番横山和男委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

横山委員

次の議案の非農地証明にも関連しますので、古井委員、田中喜一郎委員、事務局と申請地を確認しました。譲受人、譲渡人双方に確認をしました。道路横に既に露天駐車場はあるのですが、道が狭く駐車スペースもないということで、新たに駐車スペースを確保したいとのことです。隣接地に農地はなく、周辺農地への影響はなく問題ないこと

考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、異議がなければ挙手をお願いします。

委員一同 （全員挙手）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議を終わります。  
続きまして日程第5 議案第3号非農地証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号 非農地証明について  
農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号1-1について説明します。

土地の所在地 稲荷地内 1筆 登記地目 畑 現況地目 雑種地  
面積 72 m<sup>2</sup>です。

場所につきましては、議案書の8ページから10ページに図面を付けています。先ほどの5条申請の申請地に隣接する宅地内の農地になります。6ページを見ていただいた方が分かりやすいと思います。点線で示した部分が対象農地です。

理由につきましては、昭和年月日不詳より耕作はしておらず、現在は植栽し住宅の庭となっています。

この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、転用の事実行為から既に20年以上経過しており、農地行政上も特に問題ないと考えます。

現地確認を横山委員、古井委員、田中喜一郎委員にお願いしました。

議長（会長） この件につきましては、4番横山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

横山委員 7月4日に古井委員、田中喜一郎委員、事務局と現地確認を行いました。住宅をお売りになるということで整理されているようです。現状は庭になっており、屋敷の中に畑の部分が入っている状況です。既に庭木や庭石があり畑には戻らないと考えます。

- 議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。
- 澤田委員 庭になったのは昭和からということですが、建物は建ってから何年経ちますか。
- 横山委員 建物は既にリフォームされていますが、かなり前に建てられたと思われます。事務局に資料等はありませんか。
- 事務局 土地の資料はありますが、家屋については提出義務もないので取っていません。昭和の時代ではないかと推測されます。
- 澤田委員 分かりました。
- 議長（会長） その他質問等ありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 意見が無いようですので、異議がなければ挙手をお願いします。
- （全員挙手）
- 議長（会長） 異議なしということで、受付番号 1-1 について申請どおり決定いたします。以上で議案第 3 号 非農地証明について審議を終わります。続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。八頭町長から平成 29 年 6 月 28 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。議案書の 11, 12 ページをご覧ください。今月は通常の利用権設定が新規 1 件です。面積はすべて畑 2, 726 m<sup>2</sup>です。中間管理事業分としてはすべて新規 2 件です。面積は田 2, 280 m<sup>2</sup>、畑 647 m<sup>2</sup> 合計 2, 927 m<sup>2</sup>です。すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。
- 議長（会長） 通常の利用権設定 受付番号 72-1、中間管理事業分 受付番号 30-1 から 31-2 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。

委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	質問・意見はありませんか。
議長 (会長)	私から1つ質問をします。中間管理事業分ということですが、これは機構が受けた分についての賃借料は機構が負担するのですか。
事務局	中間管理事業というのは、所有者が一旦、鳥取県農業農村担い手育成機構へ農地を貸出し、その後借り受け希望のあった耕作者へ農地を貸し出します。賃借料は耕作者が機構へ支払い、機構がその賃借料を所有者へ支払います。賃借料は耕作者が負担します。
議長 (会長)	賃借料が無償となっていたのが気になったので尋ねました。分かりました。 その他質問等ありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。異議がなければ挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 72-1、中間管理事業分 受付番号 30-1、31-2 について申請どおり決定します。 以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について説明をお願いします。整理番号 56-1 について説明をお願いします。
事務局	議案第5号農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より平成29年6月28日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号 56-1 について説明します。 先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 2,927㎡の内船岡地内の農地 2,280㎡を、借り受け希望のありました1農事組合法人へ配分するものです。 また、議案第4号で担い手機構へ集積された皆原の農地については、今年度は借り手の希望がなく、担い手育成機構が草刈り等を行い



借り手が見つかるまで中間保有をすることになっています。

議長（会長） この件につきまして意見・質問はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。異議がなければ挙手をお願いします。

委員一同 （全員挙手）

議長（会長） 異議なしということで、整理番号 56-1 について申請どおり決定いたします。

以上で日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。

続きまして、日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号農業振興地域整備計画の変更について  
八頭町長から、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。

受付番号 1-1 について説明します。

申請地 下門尾地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 350 m<sup>2</sup>の内 11.2 m<sup>2</sup>。目的は、墓地です。

理由としては、現在の墓地が山中にあり管理が困難なため自宅近くに移設したいとのことです。

場所は、15 ページから 17 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 18 ページです。

この農地は、小集団の生産力の低い農地、第2種農地になります。代替地なしということで転用許可要件に当てはまると考えますので、除外後は転用可能な農地と考えます。

議長（会長） この案件は、15 番古井淳二委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

古井委員 7月3日申請者に現地で面会をしました。この農地は農振農用地区域ですが、16 ページを見てもらえば分かりやすいと思いますが、隣は山で日照時間が少なく非常に耕作しにくい農地です。下門尾と福本の

間に 20 軒ほどの墓地がありますが、そこへ行くための参道が悪く高齢になると困難になります。管理が難しくなるので今回の申請地に移したいとのことです。問題はないと考えます。

議長（会長） 意見・質問はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。異議がなければ挙手をお願いします。

委員一同 （全員挙手）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。  
続きまして、受付番号 2-2 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号 2-2 について説明します。  
申請地 稲荷地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 1,226 m<sup>2</sup>。目的は、建売住宅 6 棟の建築です。  
理由としては、小学校、保育所等が近く交通の利便性の良い申請地に建売住宅 6 棟を建築したいとのことです。場所は、15. 19. 20 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 21 ページに付けています。  
この農地は、駅から 300m 以内の農地、第 3 種農地になります。第 3 種農地は原則許可ですので、除外後は転用可能な農地と考えます。

議長（会長） この案件は、4 番横山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

横山委員 以前 4 月委員会で事務局が議案提出され取り下げられた案件です。その時に事前調査を行っています。申請地はほ場整備もされており税金が投入された農地ですが、第 3 種農地ということで許可可能と考えています。

耕起等されており管理をされている形跡はありますが、畦は放置されています。農地として利用されているようには見うけられません。住宅地としては良い土地だと思います。人口が増え子どもも増えればいいのではと考えています。

議長（会長） 意見・質問はありませんか

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。異議がなければ挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定します。 以上で、議案第6号農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第9 その他について事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6月審議の転用案件について</li> <li>4条申請6月20日付けで許可、5条申請については県にて審査中</li> <li>●議案書の取扱いについて</li> <li>●農業委員報酬、積立金返金について</li> <li>●農業新聞購読について</li> </ul> <p>以上です。 その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
委員一同	(なし)
議長 (会長)	<p>私から2点ほどいいでしょうか。6月委員会は体調を崩し欠席させてもらいすみませんでした。我々が3年前、委員に就任した時はTPP問題が盛り上がりを見せていましたし、同時に新体制についてもどうするのかという問題もありました。TPPについてはトランプ大統領の考え方ややり方により落ち着いているように思います。</p> <p>また、新体制については皆様のご協力、アドバイスをいただき、7月20日に新体制でスタートすることになりました。感謝を申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>局長からも一言お願いします。</p>
事務局長	<p>3年間ありがとうございました。町長からもお礼をということでしたので、替わってお礼をさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>私につきましては、昨年からの新米局長で皆様にご迷惑をおかけしましたけども、今後も色々ありましたらご相談させていただくこともあるかと思います。その際はよろしくお願いします。3年間お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>

議長（会長） その他何かありますでしょうか。

委員一同 （なし）

議長（会長） 無いようですので、以上で第4回農業委員会を終了します。

終了（14時30分）